

2019年5月27日  
逗子市

**令和元年逗子市議会第3回臨時会の招集について**  
令和元年5月30日開会予定の第3回臨時会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報告

- ・報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）（都市整備課）  
平成30年10月1日に発生した逗子市桜山9丁目において、市管理のカーブミラーが飛散し、相手方の家屋及び動産を破損させた事故に係る損害賠償について、平成31年4月15日付けで専決処分したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、報告するもの  
なお、本件は第1回定例会で報告した案件と同一のカーブミラーに起因する事故に係るもの

2 議案

- ・議案第29号 専決処分の承認について（平成31年度逗子市一般会計補正予算（第2号））（財政課）  
低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行、販売、その実施に必要な経費について、その予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの  
（補正額）歳入歳出とも8,795万1,000円の増額（補正後の総額183億8,987万9,000円）  
歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり。  
（歳出）  
・プレミアム付商品券発行事業8,795万1,000円を計上  
（歳入）  
・国庫支出金を措置するもの
- ・議案第30号 令和元年度逗子市一般会計補正予算（第3号）（財政課）  
（補正額）歳入歳出とも1,300万円の増額（補正後の総額184億287万9,000円）  
歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり  
（歳出）  
・逗子海岸花火大会開催に伴う逗子市観光協会に対する経費として逗子市観光協会助成事業1,300万円を増額  
（歳入）  
・ふるさと基金から基金の一部を繰り入れることに伴うふるさと基金繰入金312万円を増額  
・前年度剰余見込額の一部を予算化することに伴う繰越金988万円を増額

本件に関するお問い合わせ先  
電話046-873-1111（代）  
※各議案の担当課にお尋ねください。  
議案とりまとめ担当：総務課